

平成 30 年度 未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付事業の実 施について（お知らせ）

栃木県社会福祉協議会では、『未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付事業』を実施します。

〔制度の概要〕

県内の保育人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とし、保育士として就労をする方で、かつ貸付対象者としての条件を全て満たす方に対して、保育士として勤務する場合にかかるお子さんの保育料の一部を貸し付ける制度です。

貸付けを受けた方が、県内の保育所等で保育の業務に従事し、引き続き2年間、これらの業務に従事した場合には、貸付金が全額返還免除されます。

- 募集対象 次頁「1 貸付対象者」の全ての要件に該当する方
- 募集期間 平成30年 4月2日（月）～平成31年 3月8日（金）
（※募集人数に達し次第受付終了となります。）
- 募集人数（年間） 170名程度
- 申請方法
 - （1）就職内定後から就労日（産休・育休復帰日）までに、とちぎ保育士・保育所支援センターに貸付申請書等を提出してください。
 - （2）就労後（産休・育休復帰後）、業務従事証明書を当センターに提出してください。

お申込み・お問い合わせ先

とちぎ保育士・保育所支援センター

※保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事をお探しの方の個別相談、保育事業所に特化した合同就職相談会の開催や保育士未経験の方やブランクのある方の職場復帰セミナー等の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内

TEL：028-307-4194 FAX：028-623-4963

E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org

[制度の詳しい内容や提出書類は、とちぎ保育士・保育所支援センターホームページにてご確認ください。](#)

1 貸付対象者

栃木県内の保育所等（別表のとおり）にて保育士として週20時間以上の勤務する方で、未就学児を持ち、当該未就学児を保育所等(※)に預けることが決定している方のうち、次の（1）又は（2）の条件に該当する方（※未就学児を預ける保育所等とは保育所、認定こども園等です。詳細はお問い合わせください。）

- （1）未就学児を持つ方で、県内の保育所等に新たに勤務する方（再就職を含む）
- （2）産休・育休から復帰する方

2 貸付額・貸付期間

- （1）貸付額は、保育料の半額で、月額2万7千円以内です。（未就学児が複数いても左記の金額内）
- （2）貸付期間は、保育所等に保育士として勤務する期間。ただし、貸付額は勤務を開始した月から起算して12か月を限度とします。
- （3）無利子で貸し付けます。
- （4）貸付金は、原則年4回、それまで支払った分の保育料を支払います。

3 申請方法

（1）就職内定（決定）から就労開始日（産休・育休復帰日）までに、以下の書類をとちぎ保育士・保育所支援センターに提出してください。

①「貸付申請書（別記様式第1号）」

ア 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

イ 連帯保証人1人（独立の生計を営む成年）を記入してください。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

②「内定（決定）証明書（別記様式第2号）」

再就職内定（決定）した施設又は事業所の長から証明を受けてください。なお、福祉人材・研修センターに求職登録をし、センター紹介（紹介状発行）により内定（決定）した場合は、提出不要です。

③住民票

世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。

④保育士証の写し

⑤保育料決定通知書の写し

就労開始日までに保育料決定通知がお手元にはない場合は、保育の決定通知を提出し、後日保育料決定通知を提出してください

（2）就労後1か月以内に、以下の書類を提出してください。

①「業務従事証明書（別記様式第10号）」

就職後、施設又は事業所の長から保育士として従事している旨の証明を受けてください。

就労から1か月以内に提出がない場合には、貸付申請を辞退したとみなしますので、就労先からの業務従事証明の発行が遅れる場合には、必ずご連絡ください。

4 貸付決定

全ての書類が提出された順に、審査の上、貸付けを決定します。申請から返還猶予までの流れは、「保育料の一部貸付申請手続き・契約・交付・返還猶予までの流れ」を参照してください。

5 保育料の一部貸付の返還

保育料の一部貸付けを受けた方で、次に該当する場合には、貸付金を返還することとなります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 栃木県内において、保育所等で保育の業務に従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還期間は次のとおりです。

- (1) 返還期間
 - ア 貸付期間の2倍に相当する期間とします。
 - イ 繰り上げて返還することもできます。
- (2) 返還方法
月賦、半年賦による返還又は一括返還です。
- (3) 延滞利子
正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

6 保育料の一部貸付の返還猶予、返還免除

保育料の一部貸付けを受けた方が次に該当する場合には、貸付金の返還を猶予し、又は免除します。

- (1) 返還の猶予
 - ア 栃木県内の保育所等において、保育の業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 返還の免除
 - ア 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
 - イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

別表

①	児童福祉法第7条に規定する保育所
②	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうちア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 イ 認定こども園への移行を予定している施設
③	就学前の子どもに関する教育、保育等に総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
④	児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
⑤	児童福祉法第6条の3第13号に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
⑥	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
⑦	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他 の地域において特例保育を実施する施設
⑧	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する 業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども 園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における 単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
⑨	子ども・子育て支援法第59条の2第2項に規定する仕事・子育て両立支援のうち、「企業主導型保育事業」において保育を行っている施設

未就学児を持つ保育士の保育料の一部貸付

申請手続・契約・交付・返還猶予までの流れ

とちぎ保育士・保育所支援センター

申請者

1 申請（就職内定から就労まで）

- ①貸付申請書（様式第1号）
- ②内定（決定）証明書（様式第2号）
センター紹介（紹介状発行）により内定した場合提出不要
- ③住民票（世帯全員の記載があるもの 3か月以内発行のもの）
- ④保育士証の写し
- ⑤保育料決定通知書の写し
- ⑥同一世帯人（所得のある者）及び連帯保証人の所得を証明するもの

2 就職後

- ① 業務従事証明書（様式第10号） 事業所から証明印をもらう

3 審査・貸付決定

貸付決定通知書

4 契約（貸付決定後、2週間以内）

- ①契約書（様式第4号）2部 1部に収入印紙を貼付すること
- ②振込口座（登録・変更）届出書（様式第6号）
- ③印鑑証明書（申請者、連帯保証人）各1部

5 貸付金口座振込（年4回 6月・9月・12月・3月）

保育料の一部貸付は、精算払になります。

貸付変更申請 （保育士就労1年以内に保育料の変更があった場合）

- ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付変更申請書（様式第7号）
- ②変更後の保育料決定通知書の写し
- ③その他必要書類

6 返還猶予申請（貸付金全額振込後）

- ①返還猶予申請書（様式第9号）
- ②業務従事証明書（様式第10号） 事業所から証明印をもらう

7 返還猶予決定

返還猶予決定通知書